

岡山県税制懇話会 第4回会議 議事概要

- 1 日 時 平成24年10月1日(月) 15:00～
- 2 場 所 県庁3階第2会議室
- 3 出席委員 岡本輝代志委員、澤根みどり委員、千葉喬三委員、成田美和子委員、晝田眞三委員、豆原直行委員、山下広美委員、(欠席 平野正樹委員)

4 議事概要

(1) 報告書案について

1) 事務局説明

報告書案のうち、「1 産業廃棄物処理税導入の効果」及び「3 今後の方向性」について村木循環型社会推進課長から、「2 産業廃棄物処理税の継続の必要性」、「はじめに」及び概要版について江尻税務課長から説明した。

2) 意見交換

委員： 資料編の4ページの表について、排出量は平成14年度比86.5%に減っているが、最終処分量は平成14年度比40%程まで減っている。排出量に対して最終処分量がかなり減っているというのは、廃棄物の中身の問題か？

循環型社会推進課長： 再生利用や減量化をして、最終的に埋めざるを得ないものを最終処分場に埋め立てている。減量化の中でも、汚泥は水分を蒸発させるとかなり量が減るし、焼却できるものを焼却することによって重量が1割程度にまで減る。

再生利用量が増えたり、こういった減量化をしたりしたことから、最終処分量の方が排出量よりも大きく減っている。

委員： 中間処理というのはどういうことか。

循環型社会推進課長： 産業廃棄物の排出と、最終処分場での埋立の間にある処理を総称して中間処理という。先ほどの再生利用や減量化も中間処理のひとつである。そのほか、木の構造物を壊す「破碎(はさい)」など、中間処理の形態はいろいろある。

委員： 排出量が減ってきた原因のひとつに、中間処理を目的とした県外への搬出の増加があるのか。

循環型社会推進課長： 関西(大阪・兵庫)や四国に、汚泥が多く搬出されている。汚泥は一定の処理をして改良土として再利用したりするが、これらの地域に、そういった処理を引き受ける事業所があるためと考えられる。

会長： 他に御意見はないか。

委員： 概要版の3(1)使途事業の一つ目の○に、「事業の見直しを積極的に行い、より効果的な新規事業の取組を行う」とあるが、これだけを読むと、新規事業に力を入れるようにとれる。本編13ページを読むと「状況に応じて事業の見直しを積極的に行うことはもとより、より効果的な新規事業の取組を行うべきである」とあり理解できるが、概要版だけ読んだ場合に、新規事業しか認められないというような誤解が生じかねない。「積極的に行うとともに」といった表現に変えた方がわかりやすい。

会長： いかがか。その方がわかりやすいと思う。

委員： 「より効果的な」というなら何が効果なのかを説明しておかないと。「より効果的に」としてはどうか。

委員： 「新規」を取って「より効果的に事業を行う」としてはどうか。「事業」には新規事業も含まれる。

委員： 「見直しを行う」中には、新規事業を行うことも含まれる。

会長： 趣旨はおわかりになったでしょうか。この趣旨を活かしてください。

| | |
|----------------|---|
| 循環型社会 推進課長： | 「より効果的に事業を行うべきである」という表現に報告書及び概要版を修正する。 |
| 会 長： | 報告書の表にタイトルを表記してはどうか。特に報告書の2ページ目には表が2つあり、わかりにくい。 |
| 委 員： | グラフも同様である。 |
| 循環型社会 推進課長： | 表・グラフにわかりやすいタイトルを付ける。 |
| 会 長： | 報告書案について他に意見はないか。 |
| 委 員： | (な し) |
| 委 員： | 産廃税をいかにわかりやすく周知するか、報告書に書いただけでは変わる気がしない。先週もエコツアーに参加したが産廃税の一言も出ない。もちろんこの報告書の反映はまだであるのだが。出前事業にも産廃税という言葉が出てきたことがない。本当に現場に活かしていけるような伝え方をしてもらいたい。 |
| 会 長： | それはおそらく全員の意見ではないかと思う。よろしく願いしたい。 |
| 委 員： | 「産業活動の支援」ではもっと多くの産廃税を使っている。これらの事業においても、産廃税を使っていることを知らせてもらいたい。 |
| 委 員： | 森林税の方はもっときちんと出ている。 |
| 環境文化部長： | 税負担を直接負うのが誰なのか。産廃税は県民が直接払っている税ではないということもある。しかし、県税であることに変わらない。 |
| 委 員： | 制度的にはまわりまわっている。 |
| 委 員： | どこかでは負担しているということを伝える必要がある。 |
| 会 長： | まわりまわって県民も負担しているということである。 |
| 委 員： | 事業者は産廃税を自分たちの廃棄物の処理費と一緒に払ったり、申告の度に払ったりしているので意識が違う。県民は意識しにくいので、余計にしっかり伝えないといけない。 |
| 委 員： | 産業廃棄物というものが世の中では生み出されており、そこに産廃税が課せられていて、事業者がそれなりの負担をしながら減量化に努めているのだということを知らせるべき。 |
| 税務課長： | 税制度の違いについて、森林税は直接税で、産廃税は特別徴収方式の間接税である。間接税の方が痛税感が少ないので、より一層の周知に努めなければならない。 |
| 会 長： | 他に御意見がなければ、御指摘のあった点について報告書案を修正し、10月5日に知事に報告する。 |

※議事概要内の、「森林税」は「おかやま森づくり県民税」、「産廃税」は「岡山県産業廃棄物処理税」のことをいう。